

高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」が平成28年2月18日に改正された。同基準の改正が「従うべき基準」の改正であることから、同様の内容で改正を行うもの

1. 改正内容

条 項	内 容	該当事業所
附則第6項	第29条第2項各号及び第44条第2項各号に定める保育士の最低配置要件が2人の場合において、その内1名を保育士と同等の知識及び経験を有する者を配置することを可能とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所A型 ・保育所型事業所内保育事業所
附則第7項	幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士とみなして配置することを可能とするもの	
附則第8項	1日8時間を超えて開所している事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の数と利用定員により必要となる保育士の数との差の範囲で、保育士と同等の知識及び経験を有する者を配置することを可能とするもの (例) 乳児を4人保育する場合、認可の際の保育士の最低配置要件は3人であるが、11時間開所8時間労働としている場合は、一日に必要な保育士は6人となる。この場合に6人と3人の差の3人以内で、保育士資格を有しない一定の者を配置することを可能とする。	
附則第9項	附則第7項及び第8項を適用する場合において、保育士の数は、必要な保育士数の3分の2以上とすることを定めるもの (例) 各時間帯において、必要な保育士数の3分の2以上は、保育士である必要があるため、前項の例においては1日を通じて保育士2名の配置が常時必要となる。	

2. 施行期日

平成28年4月1日

(参考) 高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (関係部分抜粋)

第29条第2項 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

第44条第2項 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人